令和８年１１月１６日

見積の提出を求める公示

支出負担行為担当官
東京航空局長　伊地知　英己

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合わせに付しますので、見積書の提出を募集します。

１．契約件名　ASDE-14A用モーター1台外1点の購入

２．履行期限　令和９年３月１９日まで

３．納入場所　成田空港事務所

４．調達内容　仕様書のとおり

５．見積合わせに参加するために必要な資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3) 見積書の提出期限から見積合わせ実施日までの間に、東京航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和５９年６月２８日付け空経第３８６号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

なお、令和０７・０８・０９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していない者にあっては、見積書の提出期限から見積合わせ実施日時までの間に、東京航空局長が指名停止期間として措置を講じる原因となった不正又は不誠実等の事案に関与した者で無いこと（関与した入札案件の入札事業者が指名停止期間中でないこと。）。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

６．資格適合・無効

見積書（別記様式２）又は誓約書（別記様式３）（電子調達システムで見積書を提出する場合に限る。）の提出をもって５．に掲げる資格に適合していることを誓約したものとみなす。見積合わせ実施日において、５．に掲げる資格に適合していない者が提出した見積書は無効とする。なお、見積書の提出期限までに５．に掲げる資格に適合していない者であっても見積書を提出することは出来るが、見積合わせ実施日までに適合していることを確認できない場合は、提出した見積書は無効とする。

７．見積書の提出期限等

・紙媒体及び電子メールによる場合

東京航空局総務部契約課　令和８年１１月２５日　１７時００分

持参、郵便及び許可された民間事業者による信書の送達による見積を認める。

また、見積書を代表者印等の押印を省略し責任者及び担当者の連絡先を記載して提出する場合においては、電子メールでの提出も可とする。

提出先メールアドレス：cab-keiyaku01e@ki.mlit.go.jp

ただし提出期限日に必着であること。提出期限日に提出されない見積書は再配達を要した等のいかなる理由であっても無効とする。

・電子調達システムによる場合

令和８年１１月２５日　１７時００分

8. 見積合わせ実施場所、日時

東京航空局総務部契約課　令和８年１１月２６日　１３時３０分

9. 見積内訳書の要否　　有　・　(無)

（有の場合、見積書の提出時に内訳書を添付すること。内訳書が添付されていない見積書は無効とする。）

10. 見積合わせの結果

契約の相手方に決定した者のみに通知する。

11. 契約書(又は請書)作成の要否　　(有)　・　無

本契約は国土交通省航空局が制定した標準契約書（又は請書）により作成するものとする。

【標準契約書（又は請書）の閲覧場所】

閲覧場所：１３．に同じ又は以下のＵＲＬ参照

東京航空局ＨＰ：契約情報＞入札・契約関係の要領等、標準契約書、各種様式

https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/contract/rules-and-procedures/guidelines-and-forms.html

12. その他

・見積書合わせ実施日に５.(1)～(4)に適合しない者の見積書は無効とする。

・見積書を郵送で提出する場合、封筒に「件名」及び「見積書在中」と記載すること。

・本件参加にあたっては、別途配付する仕様書等を必ず入手し、熟読すること。

なお、当局からの仕様書の入手が確認出来ない者からの見積書は無効とする。

13. 仕様書、見積書(別記様式2)、誓約書(別記様式3)の入手先及び契約条件及び納入品に関する問い合わせ先

〒102-0074　東京都千代田区九段南 1-1-15　九段第二合同庁舎

東京航空局総務部契約課
TEL:03-6880-1505

※電子調達システムにおける注意事項

① 電子調達システムにより提出する場合は、下記のアプリケーションソフトを使用すること。

〈1〉使用アプリケーション

［1］「一太郎」

［2］「Microsoft Word」

［3］「Microsoft Excel」

［4］その他のアプリケーション

・PDF ファイル

・画像ファイル（JPEG 形式及びGIF 形式）

・上記に加え特別に認めたファイル形式

〈2〉ファイルの圧縮方式

LZH 又はZIP 形式を指定する。但し、自己解凍方式は指定しない。

〈3〉データ容量の制限

電子調達システムにて提出する際のデータの容量は３MB を限度とし、容量を超える場合には、提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送する（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）ことにより行うものとする。

② 電子調達システム障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は、下記のとおりとする。

【システム操作、接続確認等の問い合わせ先】

・調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

TEL 0570-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

・電子調達システムホームページ https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/

【ＩＣカードの不具合等発生時の問い合わせ先】

ＩＣカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせること。

但し、申請書及び資料の提出期限、入札等の締め切り時間が切迫している場合等、緊急を要する場合は、１３に示した機関へ連絡すること。